

令和7年度 議会報告会報告書 (社会常任委員会)



《目次》

◆令和7年度議会報告会「聞かせてください、あなたの声を」について	1～2
1. 参加者	1
2. 意見について	1～2
◆肢体不自由の子を持つ保護者との意見交換について	2～3
1. 意見について	2～3
◆社会常任委員会としての対応と取り組んだ課題について	3～5

◆令和7年度議会報告会「聞かせてください、あなたの声を」について

令和7年11月5日（水）、宗像市議会では、市民の皆様からの意見を聞くため、議会報告会「聞かせてください、あなたの声を」を開催しました。

常任委員会ごとにテーマを設定し、社会常任委員会では、「特別な支援が必要な子どもたちを支えるために」としました。本市でも、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用する子どもたちが増えています。「大切な我が子だけど、家族だけで支えていくのは大変。社会とのつながりの中で、一人一人の特別な個性に合わせて、新しいことに挑んだり、出会いを広げたりしながら、タテにもヨコにも成長して欲しい。」そんなふうに願う保護者の皆様からのお話を聞いて、子どもたちが若者へ育っていく上での課題と、切れ目ない支援の在り方を考える場にしたいと思いました。

1. 参加者

当日は、21人の様々な職業、立場の方にご参加いただき、多くのご意見をいただきました。

- ・NPO法人代表者
- ・コミュニティ運営協議会会長
- ・障がいを持つ子の保護者
- ・県議会議員
- ・現任教員
- ・元教員
- ・放課後等デイサービス事業所管理者
- ・大学生
- ・市民活動団体代表者



2. 意見について

いただいたご意見については各委員がしっかり受け止めるとともに、後述のとおり、社会常任委員会で宗像市の関係各課に当事者や保護者のニーズ状況の把握や制度の運用に関する聞き取りを行いました。

- ・不登校支援（ホープ、エール、ChotGKI）に送迎がないため、利用できない子どもたちがいる。
- ・放課後等デイサービスの利用を登校とみなすようにできないか。
- ・放課後等デイサービスの日数制限を見直してほしい。利用できる時間を延ばしてほしい。
- ・サポート校の誘致ができないか。
- ・各地区コミュニティに何でも相談できるような場所を設けられないか。
- ・学校の先生には常勤、非常勤という働き方しかない。現役を退いたベテラン先生にスポット的にサポートに入ってもらえるような教師版タイミーを創設できないか。
- ・今の教育課程では限界がある。授業時数を減らし、教職員に裁量を持たせてほしい。
- ・専門家だけでなく、様々な大人が子どもたちに関わることで、子どもたちの個性を引き出すことができる。
- ・子どものことで会社を辞めることになり、スキルを持て余している親もいるので、そういった方々のスキルを地域で生かすことができないか。
- ・家から全く出ることができない子どもへの支援をしてほしい。
- ・肢体不自由の子に特化したグループホームや就労施設がない。肢体不自由の子への支援が全体的に不足している。

- ・発達障がいのある子の検査から療育につながるまでに時間がかかりすぎている。
- ・学校の先生に言われないと発達相談に行けないと思っている保護者もいるため、発達相談がしやすい環境にしてほしい。
- ・療育施設を増やしてほしい。
- ・通常学級の定員について、通常学級を35人で編成すると、交流学級で35人を超えてしまうため、通常学級＋支援学級で35人以下になるように調整してほしい。
- ・ひきこもりの青年の就労支援を行う場所がない。
- ・乳幼児健診が集団検診になっているため、障がいのある子の親にとって、ほかの子と比べられ、とてもつらい場所になっている。
- ・つらい思いを抱えている保護者のサポートをボランティアでしているが、活動を継続するのが大変。
- ・就学相談を受ける家庭が多すぎて、早い段階で受入れ枠がなくなり、困っている保護者がいる。
- ・ADHDやLDの子は支援学級に入ることができず、通級教室に入れられてしまう。
- ・学童保育は同じ空間で多くの子が過ごすことになるため、大人数の空間に耐えられない子は安心して過ごすことができない。放課後等デイサービスの利用も含め、特別な支援が必要な子の放課後の過ごし方を総合的に考えてほしい。

◆肢体不自由の子を持つ保護者との意見交換会について

令和7年12月17日（水）には、肢体不自由の子を持つ保護者7人と社会常任委員会で意見交換会を行いました。

1. 意見について

この時にいただいたご意見も、後述のとおり、宗像市の関係各課への聞き取り内容に反映しました。

- ・放課後等デイサービスの日数がもともと23日だったのに減らされて、とても大変な思いをしている。
- ・おむつの使用に係る主治医意見書などの提出スパンが短い。
- ・特別支援学校のバス発着場所にユリックスの第7駐車場を使用しているが、屋根がなく、雨の日に肢体不自由児の乗降をすると、ずぶ濡れになってしまう。
- ・障がいを持つ子の中には、インフルエンザ等に罹患すると命に関わる事態に発展してしまう子もいる。そんな子にインフルエンザ予防接種への補助がないのはなぜか。
- ・住宅改修などの各種補助金額が昨今の物価高騰に対応しておらず低いままである。手出しがかなり増え、大きな負担になっている。
- ・高齢者への福祉用具レンタルサービスはあるが、障がいのある子へのレンタルサービスがない。
- ・利用したい事業所に段差があったりトイレが狭くて使えなかったり、車いすで利用できないところが多い。
- ・移動支援の対象となる条件が厳しい。
- ・おむつの使用に係る主治医意見書やタクシーチケット、児童手当、車いすの修理申請などの手続において、毎回市役所や事業所、病院などに行かなければならず、休みを取って行くのが大変。ウェブ申請や簡素化を検討できないか。
- ・ショートステイは土日が定員いっぱい使えない。
- ・障がい者の就労先が少ない。
- ・PTによる訓練が年齢を重ねるごとに減ってしまう。
- ・医療的ケア児の修学旅行には親が付き添わねばならず、その費用も自己負担になっている。校

- 外学習などで看護師に帯同してもらえるようになったが、修学旅行の帯同も検討できないか。
- ・電動車いすの購入のための補助が厳しい。市内には坂道も多くて手動だと登れない場所もある。条件を緩和してほしい。
- ・あらゆる人が一緒に暮らすことができるグループホームがほしい。

◆社会常任委員会としての対応と取り組んだ課題について

11月の議会報告会と12月の意見交換会でいただいたご意見を踏まえ、社会常任委員会として令和8年1月26日（月）に、関係各課にニーズの把握状況や制度運用に関する聞き取りを行いました。

聞き取りを踏まえ、委員会では、子どもたちの支援に関して行政が行う取組が市の部署で分かれるほか、県や国の制度の場合もあるため、学校の環境（教員の不足や働き方、学級編成）に関するご意見や放課後等デイサービス、医療的ケア児の看護師帯同に関する制度などを確認し、討議しました。その結果、委員会の対応については、①ご意見として承るもの、②利用状況等を把握したもの、③一般質問等の場で取り上げたもの、④改善に向けた調査や提言につないだものに分類し、一部には補足説明を付けて、以下整理しています。

市民の皆様からいただいた本当に様々なご意見と聞き取りを踏まえた本報告書を公開することで、今後も宗像市議会の活動に皆様の声が記録・反映され、改善策につながるものと考えております。

① 市政に対するご意見として承るもの

- ・特別な支援が必要な子どもたちのためのサポート校誘致や地区コミュニティでの相談場所の設置、ボランティア団体や保護者・当事者の力とスキルを見出していく場づくりなどについて、ご意見をいただきました。
- ・当事者の視点から、利用したい事業所の合理的配慮に関するご指摘（段差があったりトイレが狭くて使えなかったり、車いすで利用できないところが多い）のほか、障がいのある方や高齢者など、あらゆる人が一緒に暮らすことができるグループホームがほしいといったご意見をいただきました。

② 利用状況等を把握したもの

（実際の運用や状況等を把握し、今後も市政の確認が必要なもの）

- ・（ご意見）不登校支援（ホープ、エール、ChotGKI）に送迎がないため、利用できない子どもたちがいる。
（所管課）現時点の解決方法に対する回答はないが、保護者との顔合わせ機会としても保護者送迎が重要である。
- ・（ご意見）放課後等デイサービスの日数制限の見直しや利用できる時間を延ばしてほしい。
（所管課）利用者が増え続ける中で事業者とも相談して標準利用日数を定めており、個別申出があれば日数調整が可能な場合もある。
- ・（ご意見）肢体不自由の子に特化したグループホームや就労施設がないほか、ショートステイは土日の定員がいっぱいであり、療育園等の施設も増やしてほしい。
（所管課）障がい種別により運営や支援が多い施設があることや、就労は障がい者・事業者双方の条件が様々で、肢体不自由に特化した施設誘致は難しい面がある。そうした中、就労選択支援事業（障がい者本人の就労適性等を客観的に分析して支援する事業）が、新たに開始された。また、療育園等の指定は県に権限があり、市による誘致・拡充は難しい状況がある。

- ・（ご意見）乳幼児健診が集団検診になっているため、障がいのある子の親にとって、ほかの子と比べられ、つらい場所になっている。
- （所管課）子どもの特性や状況に応じて繰り上げる対応等も行っている。
- ・（ご意見）肢体不自由の子どもの障がい認定・更新の手続きと、補助制度に関して
（例）おむつの使用に係る主治医意見書の提出・申請期間の制約、補装具や日常生活支援具の助成額、移動支援の条件が厳しいこと、インフルエンザ等の予防接種補助がないこと等。
- （所管課）多くが法令に基づいていたり、近隣市比較でも適正水準であったりする。

③ 一般質問等の場で取り上げたもの

- ・（ご意見）発達障がいの検査から療育につながるまで時間がかかりすぎている。
- （所管課）検査のための相談が多い時期は数週間お待たせすることがある一方、急を要する場合は柔軟に対応しており、療育までの手続き・期間に関しても保護者が見通しを持てるよう、初期段階で共有していく。（令和８年第１回定例会）
- ・（ご意見）先生に言われないと発達相談に行けないと思っている保護者もいるため、発達相談がしやすい環境にしてほしい。
- （所管課）早期把握の取組（未就学児健康診断時の相談事業や保育所等訪問）や、保護者向けの講演会をしているほか、今年度から新たにペアレントトレーニングも実施していく。（令和８年第１回定例会）
- ・（ご意見）学童保育は同じ空間で多くの子が過ごすことになるため、大人数の空間に耐えられない子は安心して過ごすことができない。放課後等デイサービスの利用も含め、特別な支援が必要な子の放課後の過ごし方を総合的に考えてほしい。
- （所管課）特別な支援が必要な児童の学童利用も増える中、気を静めるための折りたたみ式テントを全学童保育所に設置し、新たな施設にはクールダウンできる部屋を設けた。利用者が多い年度当初や長期休業中は、学校の特別教室等も活用して空間を確保している。整備が早急に必要と判断した場合は、学童保育所の新設を進めている。（令和８年第１回定例会）
- ・（ご意見）就学相談を受ける家庭が多すぎて、早い段階で受け入れ枠がなくなり、困っている保護者がいる。
- （所管課）前年度よりも相談枠数を増やしたものの、想定以上の申込みがあり、一時予約ができない状態となったことを踏まえ、改めて就学相談の見直しを行う。（令和７年第４回定例会）
- ・（ご意見）障がい者の就労先が少ない。
- （所管課）昨年末、共生社会フェスタ（障がい者の楽団コンサートや企業・大学の有識者によるトークセッション）を行い、障がい者の様々な就労可能性の紹介や市民啓発に取り組んでいる。また、農福連携推進事業（大根栽培等）や、新たに介護事業所で居室清掃等の業務に関する実証事業を行っており、課題把握や業務請負の改善等を検討したいと考えている。（令和８年第１回定例会）

④ 改善に向けた調査と提言につないだもの

- ・「家から全く出ることができない子どもへの支援をしてほしい。ひきこもりの青年の就労支援を行う場所がない」とのご意見に対し、所管課に、不登校児童・生徒向けには学校等で支援チームをつくり対応するほか、電話で家庭での状況把握に努めていることを確認しました。また、本委員会では、令和７年１０月にひきこもりなどで社会生活に悩む若者へのサポートや就労支援事業を視察していた経緯があったことから、「ひきこもり状態にある若者への支援」について、さらに調査研究する必要があるという結論に至り、令和８年３月から９月

にかけて所管事務調査を実施しました。その中で、関係各課へのヒアリングや先進自治体等の調査を行い、現状把握や課題を分析し、提言をまとめました。（調査結果は、別紙「所管事務調査報告書」を参照）

- ・特別支援学校のバス発着場に使用しているユリックスの第7駐車場には、屋根がなく、雨の日に肢体不自由児の乗降をすると、ずぶ濡れになってしまうとの課題については、特別支援学校のバス運行が県の業務であるため、本市選出の県議会議員に一度相談し、委員会でも現地確認しました。バス発着場とそれに付随する経路の変更検討には、バス利用者家族の同意と県・市の承諾が前提となるため、次年度に向けての協議が進むよう、委員会でも他の適地調査や提言を市や県議会議員に再度働きかけることとしました。